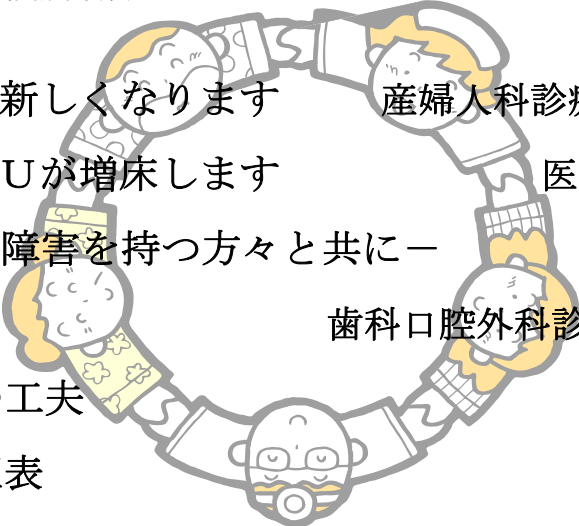


# ほ ほ え み

## 桐生厚生総合病院

(編集 院外広報編集委員会)

〒376-0024 群馬県桐生市織姫町6番3号  
電話番号(0277)-44-7171(代) FAX(0277)-44-7170  
URL <http://www.kosei-hospital.kiryu.gunma.jp/>

- 
- ◇ 産婦人科病棟が新しくなります 産婦人科診療部長 亀田 高志
  - ◇ NICU・GCUが増床します 医療局長 桑島 信
  - ◇ 障害者歯科 —障害を持つ方々と共に—  
歯科口腔外科診療部長 今井 正之
  - ◇ 小児救急医療の工夫 副院長 竹内 東光
  - ◇ 外来診療担当医表 地域医療連携室

### 《基本理念》

向学心と優しさに満ちた医療

### 《基本方針》

1. 私たちは、患者さんの人権を守り、患者さん中心の安全で優しさに満ちた医療を行うよう努めます。
2. 私たちは、日々研鑽し、患者さんに良質で高度の医療技術と医療サービスを提供するよう努めます。
3. 私たちは、地域中核病院として、他の医療機関との連携を推進し、地域医療のニーズに応えるよう努めます。
4. 私たちは、地域に密着した医療を提供し、地域住民の厚い信頼を得るよう努めます。

### 《患者さんの権利》

1. ひとりの人間として尊重され、安全で良質な医療を公平に受けることができます。
2. 治療内容、症状、経過などについて、わかりやすい言葉で納得できるまで説明を受けることができます。
3. 十分な情報提供に基づき、自らの自由意思で医療を選択し、決定することができます。
4. プライバシーが尊重され、診療上得られた個人の情報が保護されることができます。
5. 他の医師あるいは他の医療機関の意見（セカンドオピニオン）を聞くことができます。
6. 医療記録の開示を受けることができます。

### 《患者さんの責務》

1. 医師及び医療チームに対して、自らの情報を正確に伝え、適切な医療の実現に参加してください。
2. 院内では、他の方の権利を侵害せず、ルールをお守りください。
3. 研修医・看護学生など、これからの医療従事者の教育実習・研修を実施していますので、ご協力ください。

# 産婦人科病棟が新しくなります

## 産婦人科診療部長 かめだ たかし 亀田 高志



こんにちは。産婦人科です。今回は産科の診療内容について、皆様にご説明いたします。

この原稿を書いている現在は、産婦人科病棟を改装している途中です。騒音などで、入院中の患者さんやご家族にご迷惑をおかけしています。

これまで当院産婦人科病棟は、新生児室で赤ちゃんをお預かりし、時間を決めて<sup>ほにゅう</sup>哺乳していただくようにしておりました。改装後は、原則母児同室となり、出産から退院までお母さんと赤ちゃんが一緒に過ごしていただくようになります。

母児同室にはいろいろなメリットがあります。母児が出生直後から一緒に過ごすことで、お母さんは赤ちゃんへの愛情がより深まり、また、赤ちゃんもお母さんのそばにいて安心感が得られ、お互いの絆が深まるとされています。その他も、母乳育児が確立されやすいことや、赤ちゃんのペースが早くからわかり、退院後も育児のペースがつかみやすいことなどが利点として挙げられます。

もちろん、育児は大変なことで、疲れてしまって休みたいときや、また、赤ちゃんの状態によっては母児同室ができないこともあると思います。そのようなときは病棟スタッフにご相談ください。一時的に赤ちゃんをお預かりすることも可能です。一緒にどのような方法が一番よいのか考えていきましょう。

また、母児同室へ移行するに伴い、産婦人科病棟はセキュリティを強化いたします。具体的には、入口は電子錠付きの自動ドアとさせていただき、さらに監視カメラを設置し不審者の侵入に警戒いたします。これによりご家族の面会にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、母児の安全を確保するための対策として、どうかご了承ください。

当院は地域周産期母子医療センターに指定されており、糖尿病など持病のある妊婦さんや、早産になりそうな患者さんなど、通常の妊婦さんに比べ、やや妊娠リスクの高い方も多く診療しています。残念ながら、すべての妊娠出産が正常に終わるわけではありません。しかし、我々は、そのなかでも最善の結果が得られるよう、診療に努力してまいります。産科の診療は、母児ともに健康に出産を終え、その後の育児につなげることを目標とします。我々はこのような医療を提供し、今後も母児の健康に貢献したいと考えております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

### 【セキュリティを強化した産婦人科病棟入口】



病棟にご用の方は  
こちらのインターホンを押してください。

# NICU・GCUが増床します



医療局長 くわしま まこと 桑島 信

新生児未熟児センターは、予定日より早く生まれた早産・低出生体重児、分娩後の変化に対応が遅れる新生児、何らかの疾患を持つ新生児など、出生後すぐに家庭に帰れない赤ちゃんを治療し、育てる施設です。新生児の集中治療室：NICU(Neonatal Intensive Care Unit)と回復室：GCU(Growing Care Unit)に分かれています。

【NICU・GCU が新しくなりました。】

当院の新生児未熟児センターは 1998 年

から社会保険認定 NICU 6 床と GCU 11 床となり、2007 年には NICU 9 床、GCU 12 床に拡張しました。現在、年間に 200 人を越える赤ちゃんが入院しています。

今回、周産期医療の充実を目的とした地域医療再生事業による補助金を得て、NICU 12 床、GCU 15 床の 27 床に増床しました。

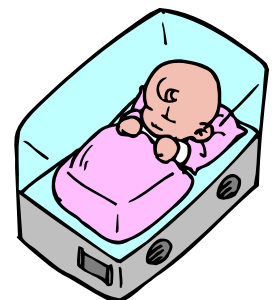
新生児医療には多くの医療機器が必要で、体温を保ち、急性期の治療を行う保育器、呼吸を補助する人工呼吸器・呼吸補助装置、赤ちゃんに負担なく状態を観察する各種の監視装置などが動いています。NICU では小児科医が病院内に 24 時間勤務している必要があります、看護師は新生児 3 人に 1 人が勤務しています。医療機器の整備や点検には昨年より臨床工学技士が定期的に参加しています。また、未熟児網膜症の診療にあたる眼科医、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床心理士、薬剤師、食養科職員、理学療法士、医療ソーシャルワーカーなど院内の多くの職種が協力して医療にあたっています。

今回の改修で NICU は総面積を広くし、以前に比べればゆったりとした空間になりました。色使いも新しくして、新生児と家族の成長をみまもる「柔らかな NICU」を目指しています。超音波診断装置、呼吸補助装置などの医療機器が更新・増設され、電子カルテの部門システムも導入し、より高度な医療を提供できる体制が整いました。

当院では、出生前から当院の産科、市内の開業産科の先生方と定期的な情報共有を行って、最良の医療が提供できるよう検討しています。

また、当院は群馬県の地域周産期母子医療センターに指定されており、総合周産期母子医療センターである県立小児医療センター、他の地域周産期母子医療センターとのネットワークで県内の周産期医療にあたっています。

医師不足、看護師不足の中、職員を確保するのもなかなか苦労がありますが、一同新たな気持ちで、整備された環境を生かせるよう努力してまいります。





# 障害者歯科 —障害を持つ方々と共に—

歯科口腔外科診療部長 今井 正之 いまい まさゆき



【歯科口腔外科の皆さん】

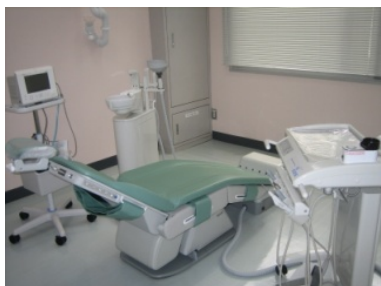
## <はじめに>

知的、身体的に障害を持つ方の中には、お口の衛生状態を維持する事が困難な場合が多いため、虫歯や歯肉の病気にかかりやすくなっています。

しかし、一般の歯科医院では専門性や、時間的、設備的に対応できない場合が多く、群馬県にはこれまで、そのような方々を対象とした、全身麻酔下歯科治療を行う、厳密な意味での三次歯科医療機関は小児医療センターしかありませんでした。原則 18 歳までの小児が対象であるという制限がありました。そこで平成 24 年 4 月から、地域医療再生基金の一部を活用した桐生市歯科医師会との共同事業として、主に成人を対象とした三次歯科治療を行う**障害者歯科**を新設することになりました。

## <障害者歯科>

診察は、歯科・歯科口腔外科外来の 1 階にある増設された個室で行います。全身麻酔下歯科治療は 2 階の手術室で行います。



【診察室】

## 対象患者となる条件

小児医療センターでは対応できない、原則 18 歳以降の入院で全身麻酔がかけられる障害のある方。

- ・重度心身障害者の方
- ・重篤な基礎疾患のため、通常の歯科治療中に呼吸不全や不整脈などの恐れがある患者さん
- ・治療に非協力、または歯科治療に対し、極度の恐怖心があり、多数歯の治療を要する患者さん

以上の患者さんで、入院可能で全身麻酔がかけられることが条件です。

診察日：隔週水曜日午後 完全紹介予約制

※ 院内小児科から紹介がある場合は個別に対応。

## <診療の流れと全身麻酔下歯科治療>

知的発達に障害のある方は、歯科治療になかなかなじめなかったり、全く歯科治療の経験がなかったりすることが多く見られます。お口の中の状態が安定していれば、まず診察室や診療器具に慣れてもらうことから始めることもありますが、特に成人を対象とする場合は小児と違い、それが困難な場合が多いようです。

そこで、虫歯がある程度進んでしまった方やすでに痛みがある方は、なるべく早期に全身麻酔で治療を済ませ、歯科の治療に慣れていくことをお勧めしています。全身麻酔中は心理的な負担は少なく、安全面からもお勧めしています。

## <全身麻酔下歯科治療>

全身麻酔は、当院麻酔科の麻酔専門医が行います。歯科治療中、麻酔医は全身状態の管理をします。また、歯科治療の担当は当院の歯科医師の他、桐生市歯科医師会から歯科医師が派遣され、共同治療を行います。

## <診療実績>

全身麻酔下歯科治療の患者さんは年々増加しています。

## <最後に>

新設された障害者歯科では、地域の歯科医師の先生方と連携し、これからも障害をもつ方々が健康でおいしく食事が摂れるようなお口の機能の回復、維持管理を行えるよう努めてまいります。

(参考資料)

「障害児者の口腔衛生管理」

群馬県立小児医療センター歯科・障害児歯科

木下 樹

# 小児救急医療の工夫

副院長 竹内 東光  
たけうち はるみつ



皆様は既に新聞紙上などで、救急医療や医師不足の現状についてご存知の方も多いことと思います。桐生厚生総合病院小児科では、一般小児患者の診療とともに新生児センター（NICU）での新生児救急医療も行っていますし、重症患者では時々ICU（集中治療室・現ハイケアユニット）管理もしています。群馬県の中では比較的小児科医師数は充実していますが、これは群馬大学小児科の先生方のご協力とご配慮もいただきながら成り立っています。

この「ほほえみ」2、3 ページで詳しく紹介しましたように、地域医療再生基金という政策により、2012年4月からは産婦人科病棟の母児同室も原則実現しましたし、新生児センター（NICU/GCU）は合計27床へ増床となりました。新生児センターには毎日赤ちゃんだけを診る専属当直医師が必要となりますし、土日と祝日は重複して一般当直業務の小児科医師もおり、計2名で当直しています。

なお、桐生市の消防本部の調査では、当地域の小児救急患者さんの95%はすみやかに当院に收容されています。その中で小児科医師は一人あたり当直回数が多く苦労しています。

そこで2010年8月から看護師による受診前電話相談を受け付け、軽症の夜間受診者数が減少しました。また病院全体で2011年2月から夜間特別料金の徴収を開始しました。重症者や紹介患者さん等は徴収から除外されています。時間外小児科受診者数は以前の約6割に減少しました。これらにより、当直回数が多い小児科医師の負担度が若干軽減されています。

1年間あたりの小児入院患者数はほぼ以前と変わっていないので、より緊急性の高い重症な入院患者さん（一般小児および新生児）にエネルギーを向けやすくなってきました。

これらの小児救急医療への新たな工夫は、地域住民の皆さんのご理解とご協力がないと成立しないものですが、入院対象となる重症の小児救急患者さんの見逃しなどが生じないように気をつけています。救急隊との定期的な話し合いや、医師会や行政の方々からのご意見などから判断すると、今のところ重症者に対する大きな欠点は生じていないと判断しています。しかし今後もこの点に関しましては、地域全体での継続的検討・検証が必要と考えていますので、関係するすべての皆様のご協力をお願いいたします。



（※外来診療担当医表はホームページ内で公開していますので省略いたしました。）